

2 議案第62号関係

おいらせ町消防団条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(定員) 第5条 団員の定数は、<u>320人</u>とする。</p> <p>(退職) 第6条 団員の退職年齢は、次によるものとし、それぞれの年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職するものとする。</p> <p>(1) 団長及び副団長 制限なし</p> <p>(2) 本団付分団長、分団長及び副分団長 <u>満68歳</u>の属する年度の3月31日</p> <p>(3) 部長、班長及びその他の団員 <u>満65歳</u>の属する年度の3月31日</p> <p>2 前項の退職年齢に達した団員であっても、任命権者が特に必要と認めた場合は、2年を超えない範囲内においてこれを延長することができる。</p>	<p>(定員) 第5条 団員の定数は、<u>360人</u>とする。</p> <p>(退職) 第6条 団員の退職年齢は、次によるものとし、それぞれの年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職するものとする。</p> <p>(1) 団長及び副団長 制限なし</p> <p>(2) 本団付分団長、分団長及び副分団長 <u>満65歳</u>の属する年度の3月31日</p> <p>(3) 部長、班長及びその他の団員 <u>満60歳</u>の属する年度の3月31日</p> <p>2 前項の退職年齢に達した団員であっても、任命権者が特に必要と認めた場合は、2年を超えない範囲内においてこれを延長することができる。</p>